

## 西宮市都市交通会議会議運営規程

平成25年1月26日制定

### 沿革

令和元年 5月20日 [1]

#### (趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第9条第8項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。[1]

#### (招集)

第2条 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。[1]

#### (出欠の届出)

第3条 委員は、事前に出席の可否を会長に届け出るものとする。[1]

#### (代理出席)

第4条 規約第5条第2項第3号から第10号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、当該委員が指名する者（以下「代理出席者」という。）が会議に出席し、議決権を行使することができる。[1]

#### (会議録の調製)

第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。

#### (会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第9条第4項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

#### (傍聴)

第7条 傍聴を希望する者は、規約第9条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(委任) [1]

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]